

山口県報

平成25年
3月1日
(金曜日)

目 次

条例
政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例……………

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月一日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第一号

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

政務調査費の交付に関する条例（平成十三年山口県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第一条中「第百条第十三項及び第十四項」を「第百条第十四項及び第十五項」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第二条、第三条第一項、第四条及び第五条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第六条第一項を次のように改める。

政務活動費の用途の基準は、次の各号に掲げる費目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める経費とする。

一 調査研究費 視察、要請、陳情又は各種会議の旅費、調査委託料その他の議員が行う県の事務及び地方行財政制度に関する調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）並びにその委託に要する経費

二 研修費 会費、旅費その他の議員又は議員の使用する秘書等が行う研修会、講演会等への参加に要する経費

三 会議費 施設使用料、器具使用料その他の議員が行う県民の県政に関する要望又は意見を聴取するための会議に要する経費

四 資料費 印刷製本費、書籍購入費その他の議員が行う政務活動のために必要な資料の作成又は購入に要する経費

- 五 広報費 広報資料の印刷費又は送料その他の議員が行う議会における活動状況等の広報に要する経費
 - 六 事務所費 賃借料、光熱水費その他の議員が行う政務活動のために必要な事務所の設置又は維持管理に要する経費
 - 七 事務費 備品購入費、通信費その他の議員が行う政務活動に伴う事務に要する経費
 - 八 人件費 給料、手当その他の議員が行う政務活動を補助する職員の雇用に要する経費
- 第六条第二項、第七条第一項及び第三項並びに第八条から第十条までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。
- 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。